

【 加算項目及びご利用者負担額（1日あたり） 】		
※要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。		令和6年4月1日～適用
加算項目	加算概要(条件)	加算料金 (自己負担額：円)
初期加算	入居日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入居した場合も対象となります。	30
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している施設に加算される。24時間連絡できる体制を確保	(従来型)4 (ユニット型)6
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	イ 入居者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ロ サービス提供にあたって、イに規定する情報その他サービスを適用かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)イに加えて「疾病の状況」等の情報を厚生省に提出すること。	40単位/月
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が基準に対し1を加えた数以上であること	(従来型)13
栄養マネジメント強化加算	①栄養士又は管理栄養士を1名以上配置していること ②入所者の栄養状態を把握し入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること ③入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養状態を定期的に記録し定期的に評価していること	11単位/日
日常生活継続支援加算	介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。また以下のいずれかに該当すること。 (1)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所のうち要介護度が4または5である者の占める割合が70/100以上であること。 (2)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所のうち認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上である者の占める割合が65/100以上であること。 (3)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15/100以上であること。	従来型(Ⅰ)36 ユニット型(Ⅱ)46
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合、加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、有効な情報を活用していること。	110単位/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。	10単位/月
安全対策体制加算	イ 事故発生防止のための指針の整備 ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施 ニ イからハの設置を適切に実施するための担当者の設置 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されていること。	20単位/1人につき1回
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月間の総単位数の83/1000	総単位数の8.3%
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月間の総単位数の27/1000	総単位数の2.7%
介護職員ベースアップ等支援加算	1ヶ月間の総単位数の16/1000	総単位数の1.6%
介護職員処遇改善支援補助金	1ヶ月間の総単位数の9/1000	総単位数の0.9%
療養食加算	医師の処方箋に基づく療養食を提供した場合	6単位/1日につき3回まで
入院・外泊時加算	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として一部(自己)負担額がこの金額になります。7日目以降の自己負担はありません。	246
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回限り算定する。	250単位/回